

原子力政策大綱に示している安全確保に関する基本的考え方の妥当性について

平成18年8月22日

原子力委員会決定

1. 当委員会は、本日、政策評価部会から、「原子力政策大綱に定めた安全確保に関する政策の妥当性の評価について」と題する報告書を受領しました。この報告書は、原子力政策大綱に示している安全確保に関する施策の基本的考え方に基づいて関係行政機関等が取り組んでいる施策の実施等の状況、ご意見を聴く会などにより得られた国民の意見をも踏まえた、有識者を含む当該部会におけるその妥当性に関する多面的な議論、及びそれに基づく評価から構成され、その案に対する国民の方々への意見募集により得られた意見を参酌した上で取りまとめられています。

本委員会としては、この経緯を踏まえ、「関係行政機関等においては、原子力政策大綱に示している安全確保に関する基本的考え方に沿って効果的な取組とこれらを継続的に改善していく努力がなされており、また、今後ともこの基本的考え方が引き続き尊重されていくことが期待されるので、原子力政策大綱が安全確保に関する基本的考え方として示したところは妥当である。」というこの報告書の結論を尊重することとします。

2. 当委員会は、今後とも関係行政機関等における安全の確保に係る取組において原子力政策大綱に示している基本的考え方が引き続き尊重されていくことを期待します。

なお、報告書には、有識者や国民から頂いた疑問や提言が含まれていますし、原子力政策大綱が策定されて間もないことからそこに示している基本的考え方に基づく施策が緒についたばかりである場合や今後のその発展が大いに期待される場合には、その今後の進め方に関する期待が述べられています。そこで、関係行政機関等においては、関係施策を効果的で効率的なものとする観点から推進するPDCA活動（立案、実施、評価及び改善活動）に際して、この疑問や提言を参考にし、この期待を尊重することを望みます。

3. 当委員会は、関係行政機関等のこうした取組の今後の状況を、引き続き定例的な活動を通じて適宜に把握し、その妥当性について評価し、その結果を国民に説明していきます。

以上